

数値目標

基本目標	指標	平成29(2017)年度 実績	平成35(2023)年度 目標
基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち	男女共同参画週間事業参加団体(団体数)	11団体	15団体
基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち	ワーク・ライフ・バランスを知っている人の割合(%)	57.1%	70%
	市役所内の審議会等における女性委員の割合(%)	50.3% ^{※1}	50%
	市役所職員一人当たりの年間超過勤務時間数(時間)	新規 213.2時間	
	市役所内における女性管理職の割合(%)	11.4% ^{※1}	改定特定事業主行動計画の数値目標を目標とする
	市役所内における男性の育児休業の取得率(%)	55.0%	
	市役所内における男性の出産支援休暇の取得率(%)	95.0%	
	病後児保育(人・箇所数)	875人・2か所	第五次子どもプランの数値目標を目標とする
	一時保育事業(幼稚園型)(人・箇所数)	46,862人・13か所	
	一時保育事業(その他)(箇所数)	5,965人・6か所	
	保育定員(認可保育所)(人・箇所数)	1,902人・20か所	
基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち	「DV防止法」を知っている人の割合(%)	35.0% ^{※2}	60%
	女性総合相談・法律相談を知っている人の割合(%)	16.7% ^{※3}	25%
	学校におけるデートDV防止出前講座(校数)	4校	6校
	乳がん検診受診率(%)	12.4%	50%
	子宮がん検診受診率(%)	33.3%	50%
基本目標Ⅳ 男女共同参画推進の体制づくりに取り組むまち	「男女平等の推進に関する条例」を知っている人の割合(%)	新規 23.7%	50%
	男女平等推進センターを知っている人の割合(%)	16.3%	25%
	「まなこ」を知っている人の割合(%)	26.0%	35%

※1 平成29(2017)年4月1日時点 ※2 「配偶者暴力防止法」を知っている人の割合 ※3 「女性総合相談」のみを知っている人の割合

今後の予定

平成30年12月15日	パブリックコメントの実施(28日まで)
平成30年12月20日	市民意見交換会
平成31年2月	武蔵野市男女平等推進審議会より市長に計画(案)を答申
平成31年3月	武蔵野市第四次男女平等推進計画 公表予定

市民意見交換会

日時・場所	平成30年12月20日(木)18時30分から 武蔵野プレイス3階スペースCにて
託児	6か月～未就学児、定員2名(超えた場合抽選、要申込)
託児申込	12月17日(月)までに、子の氏名・生年月日・住所を明記のうえ電話またはEメールにて男女平等推進センターへ

中間のまとめに関するパブリックコメントの募集

募集期間	平成30年12月15日(土)から28日(金)まで(必着)
閲覧	概要版配布：男女平等推進センター、市政資料コーナー、各市政センター・図書館・コミュニティセンター。 全文閲覧：男女平等推進センター、各図書館。
提出方法	氏名・住所・電話番号を明記のうえ、電子メール、Fax、郵送、直接持参にてご提出ください。
提出先	武蔵野市立男女平等推進センター 〒180-0022 武蔵野市境2-3-7 市民会館1階 電話0422-37-3410 FAX0422-38-6239 Eメールdanjo@city.musashino.lg.jp



概要版や全文は、ホームページからご覧いただけます。



武蔵野市 第四次男女平等推進計画(案) 中間のまとめ 概要版

計画の目指す将来像

全ての人が、互いに人権を尊重し、性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、生涯にわたり、いきいきとくらするまちを目指します。

※「性別等」…人間の性には、からだの性やこころの性、恋愛感情がいずれの性別に向かうか、など多様な性があります。“性別等”という表現で、男女の別だけではない多様な性のあり方を表しています。

計画の位置付け

- ◆「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」第9条に基づき策定する計画です。
- ◆「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- ◆本計画において、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を位置付けます。
- ◆本計画において、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を位置付けます。

計画の基本理念

本計画の基本理念を、「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」第3条に基づき、次のとおりとします。

- 人権の尊重
- 固定的な性別役割分担意識から自由になること
- 立案・意思決定の場への平等な参画
- ワーク・ライフ・バランスの実現
- 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- 国際的な取組への理解
- 特に困難な状況にある人などへの支援
- 教育や学習の場における意識や態度の形成



計画の基本目標

基本理念を達成するために、4つの基本目標を設定し、具体的な施策・事業計画を掲げています。なお、重点施策として9施策を指定しています。
(★印は重点施策)

基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち

男女平等社会の実現のためには、全ての市民が、性別等にかかわらず個人を尊重する男女平等の意識を持ち、自分らしい生き方や働き方を柔軟に選択できる仕組みづくりが重要です。

そのため、男女平等推進の拠点施設である男女平等推進センター「ヒューマンあい」を中心に、生涯を通じて男女平等について学び、参画できる場の提供を行います。また、男女平等のみならず性の多様性を含め、それぞれの性を理解し尊重する意識づくりをするためには、子どもの頃からの教育が大切であり、これまで培ってきた人権を尊重し生きる力をはぐむ武蔵野市の学校教育を、より一層推進します。

基本施策1 男女平等の意識づくり

- (1) 男女平等の意識啓発 (★)

基本施策2 男女平等教育の推進

- (1) 男女平等の視点に立った学校教育の推進

基本施策3 それぞれの性を理解し尊重する意識・体制づくり (新)

- (1) 性の多様性に関する理解の促進 (★)
- (2) 性的マイノリティ等への支援 新規



基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら、仕事や家庭生活における責任を果たすためには、子育て期や中高年期などライフステージに応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指し、家庭・地域・事業者などと協働し環境の整備を図る必要があります。

職場における女性の活躍を進めることにより、新しい発想による新たな価値や社会的な変化を促すことも期待されます。一方で、男性の子育てや介護等家庭生活への関わりや地域活動への参画を促進し、男女それぞれの能力や状況に応じて仕事と生活の調和を図るための支援が必要となっています。

そのため、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発に努め、市内の事業所と協働しながら、働きやすい職場づくりや、男性の家庭・地域活動への参画促進を図ります。また、政策・方針決定の場、子育てが一段落した女性の再就職支援や起業支援、地域活動・防災活動における女性の参画など、あらゆる分野における女性の参画を進めます。

武蔵野市女性活躍推進計画

基本施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発 (★)
- (2) 男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進

基本施策2 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

- (1) 地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組

基本施策3 子育て及び介護支援の充実

- (1) 子育て支援施策の充実 (★)
- (2) 介護支援施策の充実

基本施策4 あらゆる分野における女性の参画の推進

- (1) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進 (★)
- (2) 女性の再就職支援・起業支援
- (3) 女性の地域活動・防災活動への参画促進

基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

配偶者や交際相手からの暴力(DV、デートDV)や性に関するハラスメント、ストーカー行為等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その被害者の多くは女性であり、女性の尊厳を傷つけ、男女平等社会の実現を著しく妨げるものであり、あらゆる暴力を許さないまちづくりが求められています。

そのため、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の安全確保と自立に向けた切れ目のない支援を総合的・体系的に取り組むとともに、その他の暴力の防止と被害者支援に取り組んでいきます。さらに、多様な人が安心して暮らせるよう、ひとり親家庭や高齢者、障害者への支援に努めます。

基本施策1 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援

- (1) 暴力の未然防止と早期発見 (★)
- (2) 相談事業の充実 (★)
- (3) 安全の確保
- (4) 自立支援
- (5) 推進体制の整備 武蔵野市第二次配偶者暴力対策基本計画

基本施策3 特に困難な状況にある人への支援

- (1) ひとり親家庭等への支援 (★)
- (2) 高齢者・障害者の方への支援

基本施策4 女性の生涯にわたる健康施策の推進

- (1) 各種健康診断の充実
- (2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発

基本施策2 性に関するハラスメントやストーカー等への対策

- (1) 性に関するハラスメントやストーカー等への対策



基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち

男女平等の堅実な推進には、推進計画、推進拠点、男女平等推進条例を整備し、それぞれの特性を生かしつつ相互に関連させる必要があります。さらに、地域の男女平等を推進する拠点として男女平等推進センター「ヒューマンあい」の強化・充実が求められています。

そのため、「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の周知・活用に努め、男女平等推進センター「ヒューマンあい」では、市民との協働・参画を推進し、市民団体を支援するとともに、計画の推進体制を整備・強化します。さらに、「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」に基づき、男女平等の視点に立った表現の浸透に努めます。

基本施策1 計画推進体制の整備・強化

- (1) 「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進
- (2) 市民参加による男女平等の推進
- (3) 庁内推進体制の整備
- (4) 男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実 (★)
- (5) 男女平等推進情報誌等の発行と周知

基本施策2 男女平等の視点に立った表現の浸透

- (1) メディア・リテラシーの向上

